

《第2部》第2種施設

I 調査概要

1. 調査の概要

(1) 調査目的

健康増進法の改正（H30.7）に伴い、令和2年4月から事業所や飲食店等の第2種施設は原則屋内禁煙とされ、望まない受動喫煙の防止が義務付けられたことから、県内の事業所における受動喫煙防止対策の実施状況や今後の予定を把握し、さらに対策を推進するための基礎資料とする。

(2) 調査対象企業

以下の業種区分により、東京商工リサーチの企業情報データベースから1,000社を抽出。

業種	送付数
建設業	155
製造業	130
情報通信業	70
運輸業	60
卸売・小売り業	170
宿泊業	50
飲食業	230
洗濯・理容・美容・浴場業	85
娯楽業	50

(3) 調査方法

対象企業に対して調査票を郵送し、インターネット（専用のフォームより入力）、電子メール、FAXにより回収。

(4) 調査内容

- ア 改正健康増進法の認識
- イ 事業所で実施している受動喫煙防止対策
- ウ 受動喫煙防止対策に関する要望

(5) 調査基準日

令和2年10月1日

(6) 回収率

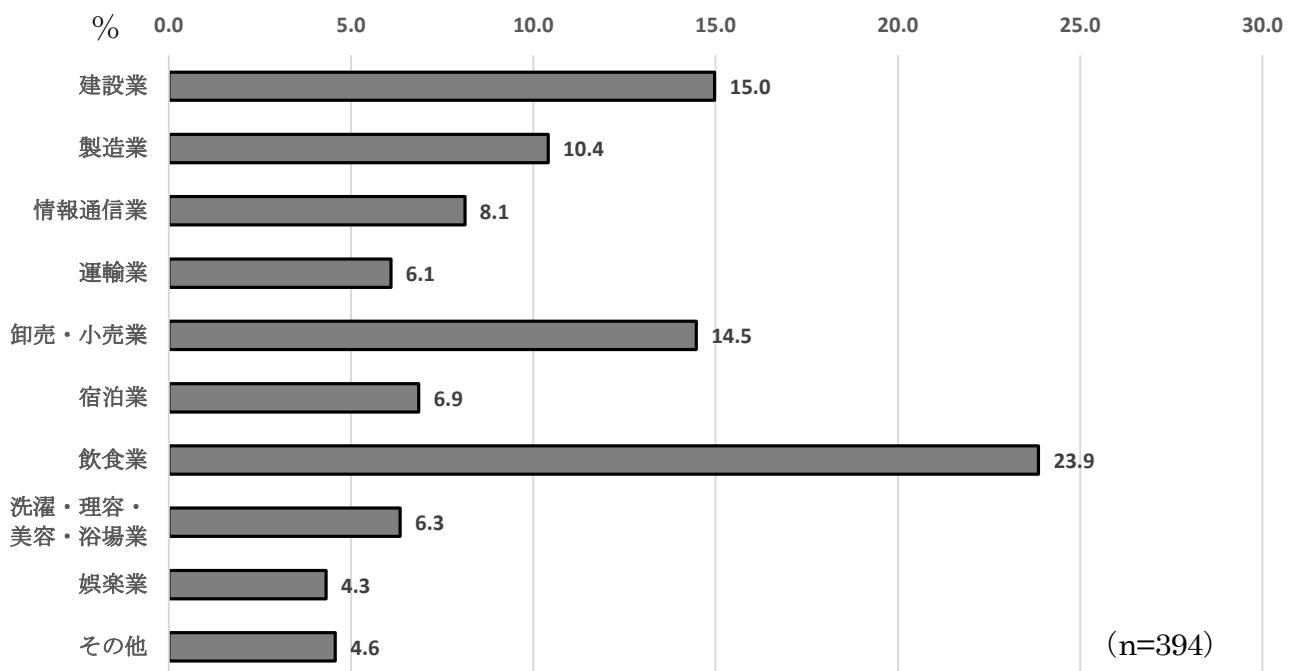
39.4%（配布数1,000件、回収数394件）

II 調査結果

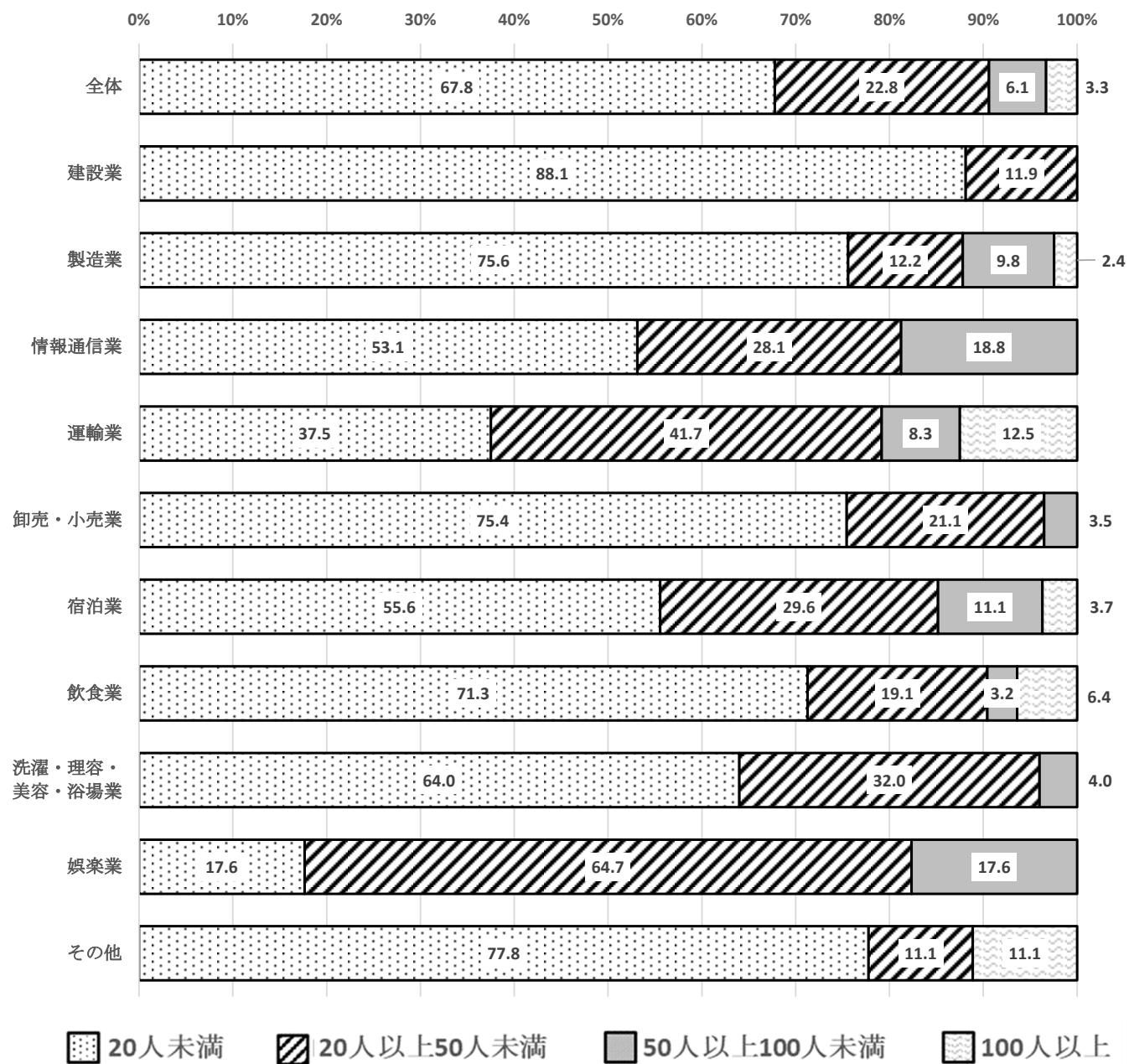
1. 回答企業の業種等

(1) 業種

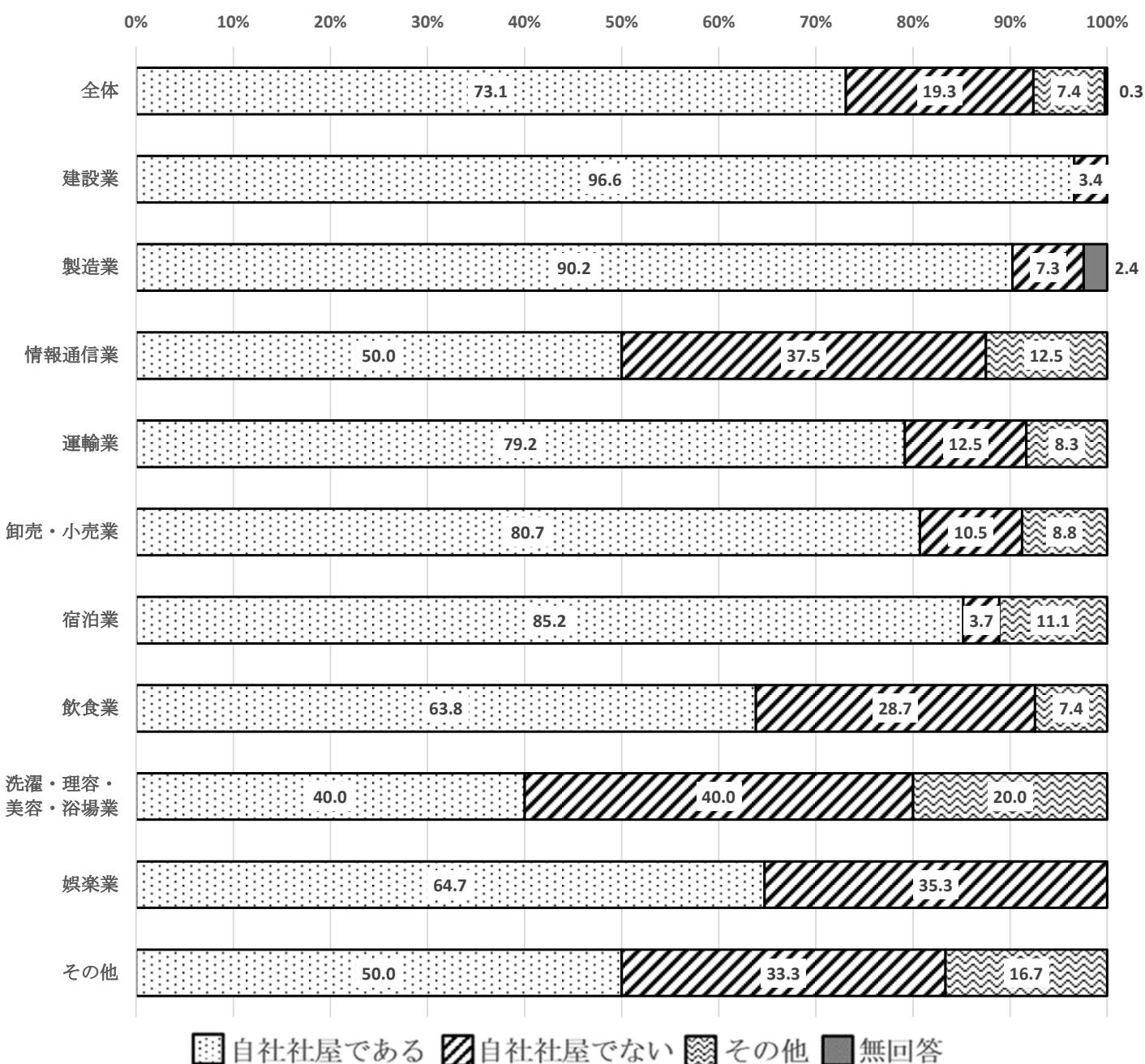
	建設業	製造業	情報通信業	運輸業	卸売・小売業	宿泊業	飲食業	美洗容濯・理容・浴場業	娯楽業	その他	合計
事業所数	59	41	32	24	57	27	94	25	17	18	394
割合 (%)	15.0	10.4	8.1	6.1	14.5	6.9	23.9	6.3	4.3	4.6	100.0



(2) 従業員数（正規・非正規を含む）



(3) 施設形態

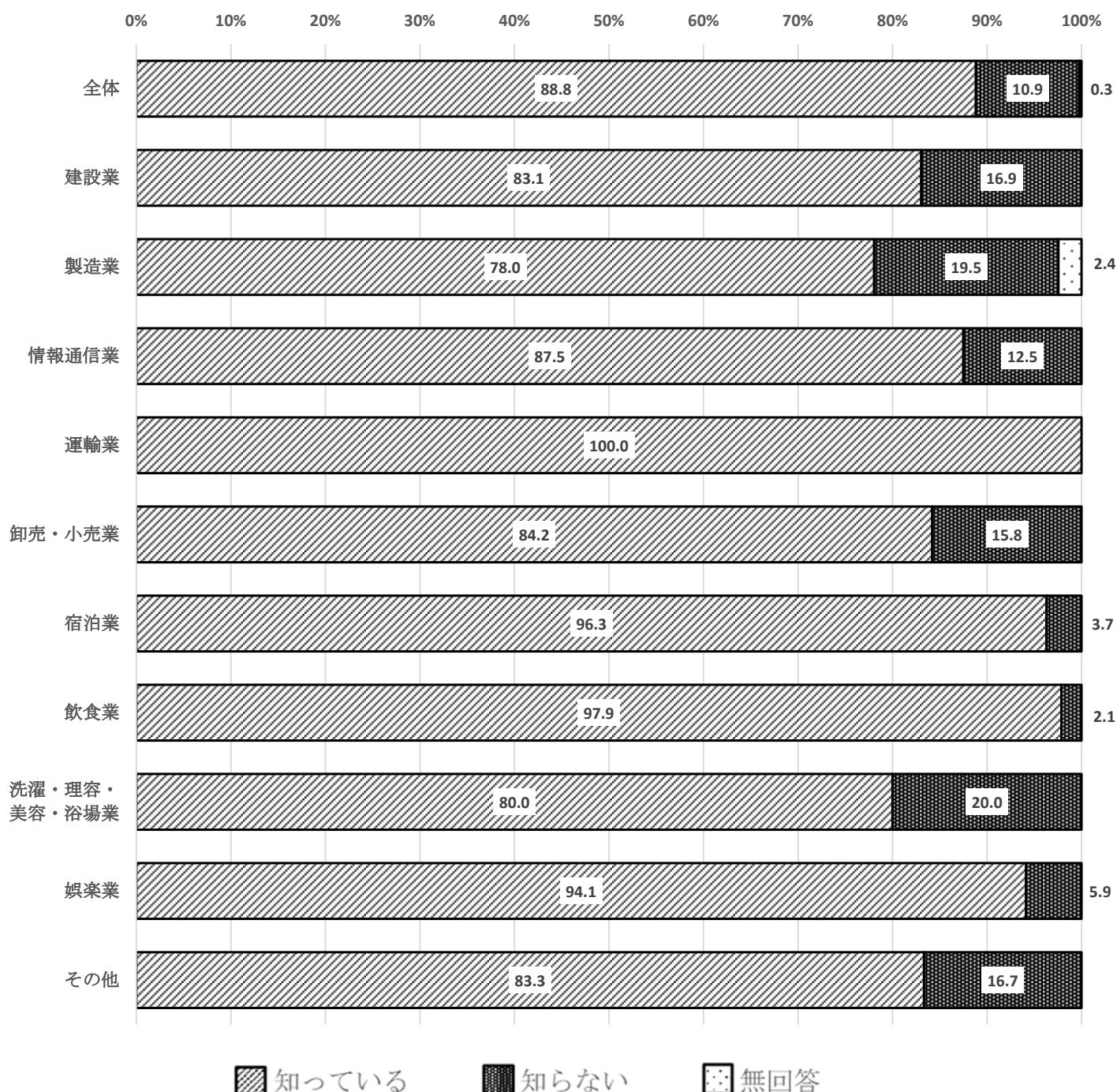


2. アンケート調査の結果

(1) 改正健康増進法の認知度

2020（令和2）年4月施行の改正健康増進法により、複数人が利用するすべての施設は原則屋内禁煙となったことを「知っている」割合は、全体の88.8%となっている。

業種別で見ると、「知らない」と回答した割合が高いのは「洗濯・理容・美容・浴場業」で20.0%、次いで「製造業」で19.5%となっている。これに対し、「運輸業」では0.0%、「飲食業」では2.1%と低い割合となっている。

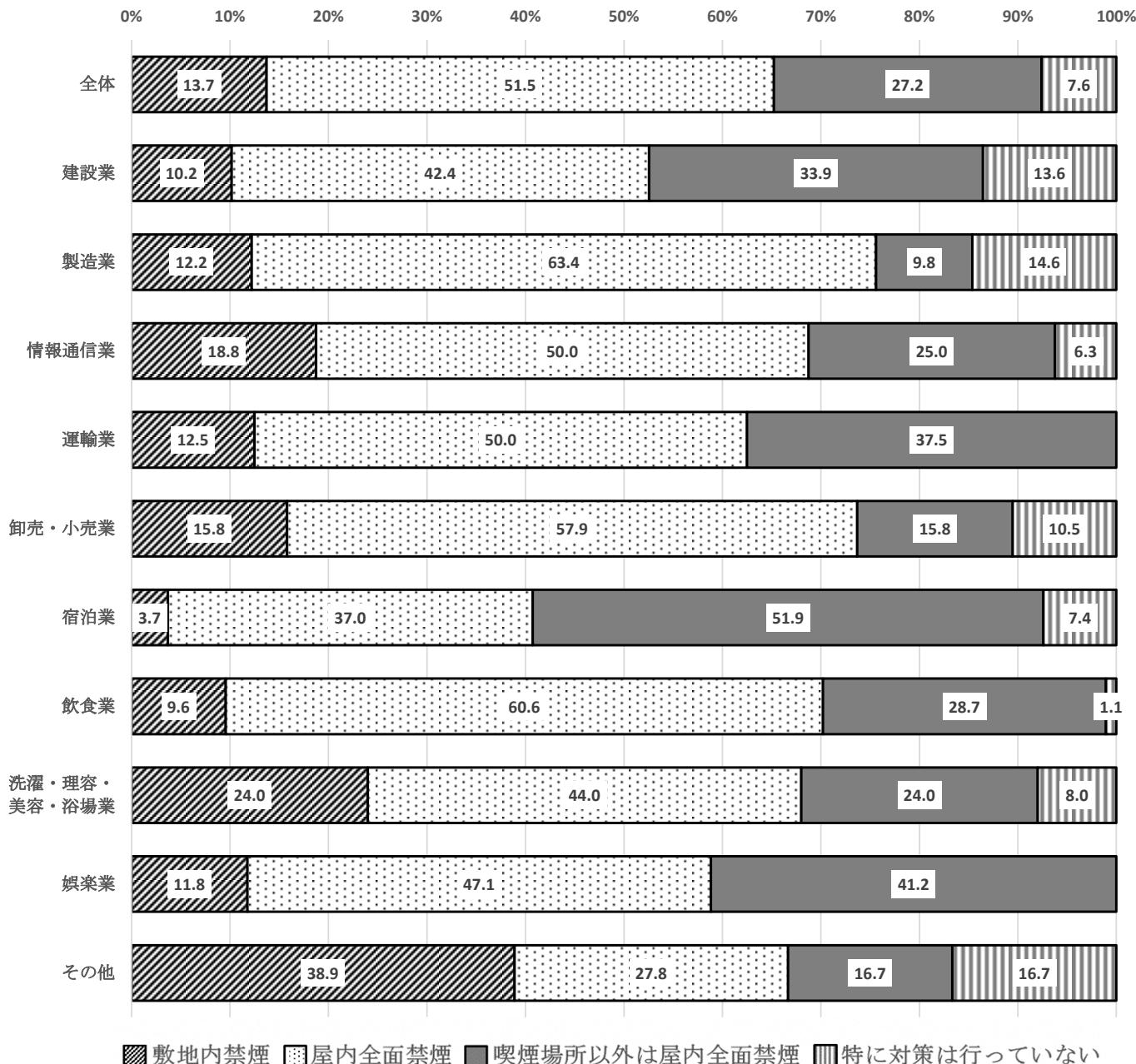


(2) 受動喫煙対策の実施状況

①現在実施している受動喫煙対策

「屋内全面禁煙」が 51.5%と最も高く、次いで「喫煙場所以外は屋内全面禁煙」(屋内に法で定められた喫煙専用室を設置) が 27.2%、「敷地内全面禁煙」が 13.7%となっている。

業種別で見ると、「敷地内禁煙」と回答した割合が最も高いのは「洗濯・理容・美容・浴場業」で 24.0%となっている。「特に対策は行っていない」と回答した割合が最も高いのは「製造業」で 14.6%となっている。

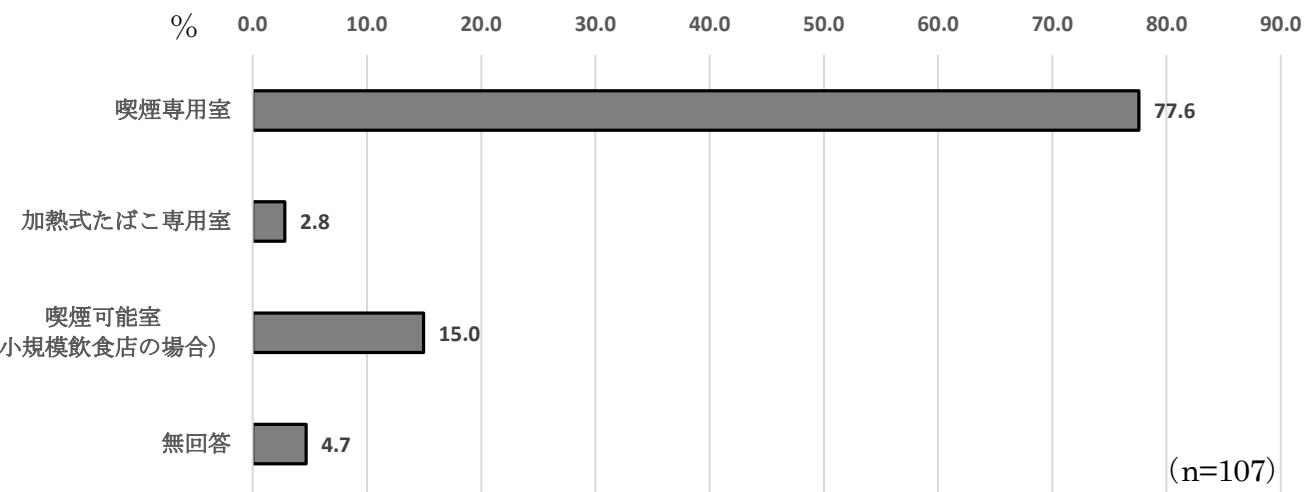


②設置している喫煙場所の種類

※「喫煙場所以外は屋内全面禁煙」と回答した企業が対象。

「喫煙専用室」が77.6%と最も高く、次いで「喫煙可能室」が15.0%、「加熱式たばこ専用室」が2.8%となっている。

業種別に見ても、全体と大きな相違は見られない。



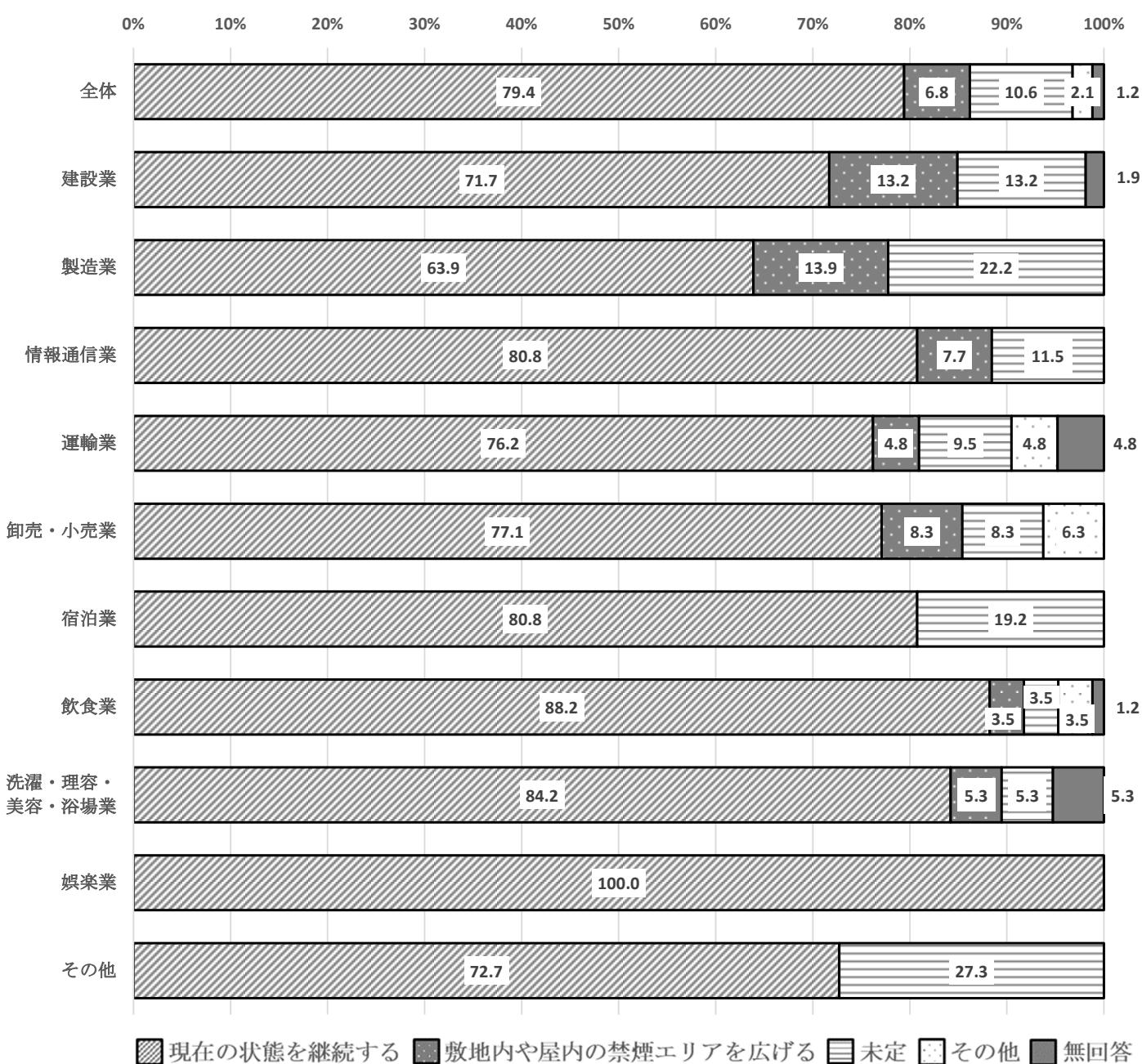
	喫煙専用室	加熱式たばこ専用室	喫煙可能室 (小規模飲食店の場合)	無回答
全体	77.6	2.8	15.0	4.7
業種	建設業	60.0	10.0	25.0
	製造業	100.0	0.0	0.0
	情報通信業	87.5	0.0	0.0
	運輸業	100.0	0.0	0.0
	卸売・小売業	100.0	0.0	0.0
	宿泊業	78.6	7.1	0.0
	飲食業	63.0	0.0	37.0
	洗濯・理容・美容・浴場業	66.7	0.0	16.7
	娯楽業	100.0	0.0	0.0
	その他	100.0	0.0	0.0

(3) 今後の取り組み予定

※「屋内全面禁煙」、「喫煙場所以外は屋内全面禁煙」または「特に対策は行っていない」と回答した企業が対象。

「現在の状態を継続する」が 79.4%と最も高く、「敷地内や屋内の禁煙エリアを広げる」は 6.8%となっている。

業種別で見ると、「製造業」及び「建設業」で「敷地内や屋内の禁煙エリアを広げる」と回答した割合が、それぞれ 13.9%、13.2%と全体より高くなっている。



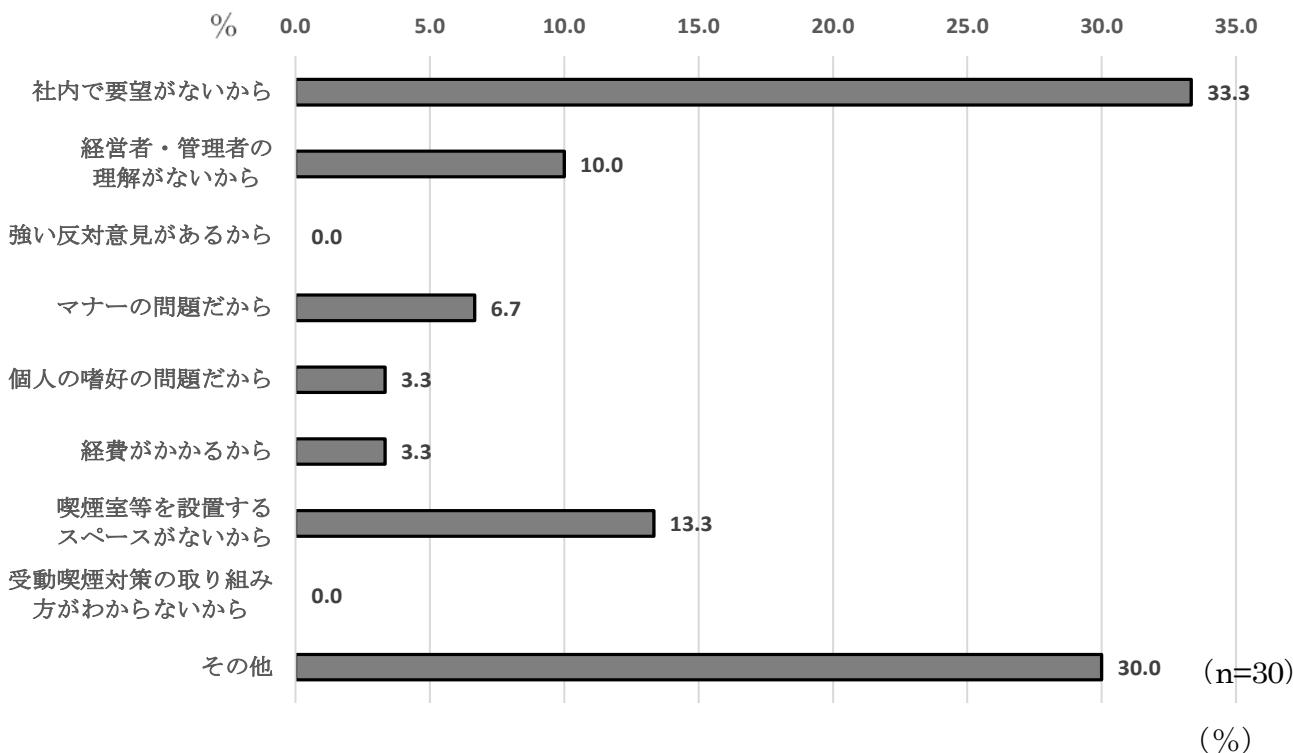
■ 現在の状態を継続する ■ 敷地内や屋内の禁煙エリアを広げる □ 未定 □ その他 ■ 無回答

(4) 受動喫煙対策を行っていない理由（複数回答可）

※「特に対策は行っていない」と回答した企業が対象。

「社内で要望がないから」が 33.3%と最も高く、次いで「喫煙室等を設置するスペースがないから」が 13.3%、「経営者・管理者の理解がないから」が 10.0%となった。

業種別で見ても、全体と大きな相違は見られない。



	ら社内 で要 望が な い か	解 経 が 営 な 者 い ・ か 管 理 者 の 理	か 強 ら い 反 対 意 見 が あ る	マ ナ ー の 問 題 だ か ら	か 個 ら 人 の 嗜 好 の 問 題 だ か ら	經 費 が か か る か ら	ス ペ 煙 一 室 等 が を な 設 い 置 か す ら る	か 組 み 方 が 喫 煙 わ 対 か 策 ら の な 取 り い り	そ の 他
全体 (n=30)	33.3	10.0	0.0	6.7	3.3	3.3	13.3	0.0	30.0
建設業 (n=8)	62.5	12.5	0.0	0.0	0.0	0.0	12.5	0.0	0.0
製造業 (n=6)	16.7	16.7	0.0	0.0	0.0	0.0	33.3	0.0	33.3
情報通信業 (n=2)	50.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	50.0
運輸業 (n=0)	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
卸売・小売業 (n=6)	33.3	16.7	0.0	16.7	0.0	0.0	0.0	0.0	50.0
宿泊業 (n=2)	0.0	0.0	0.0	0.0	50.0	0.0	0.0	0.0	50.0
飲食業 (n=1)	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	100.0	0.0	0.0
洗濯・理容・ 美容・浴場業 (n=2)	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	100.0
娯楽業 (n=0)	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
その他 (n=3)	33.3	0.0	0.0	33.3	0.0	33.3	0.0	0.0	0.0

【その他の回答】

○喫煙者がいないため。

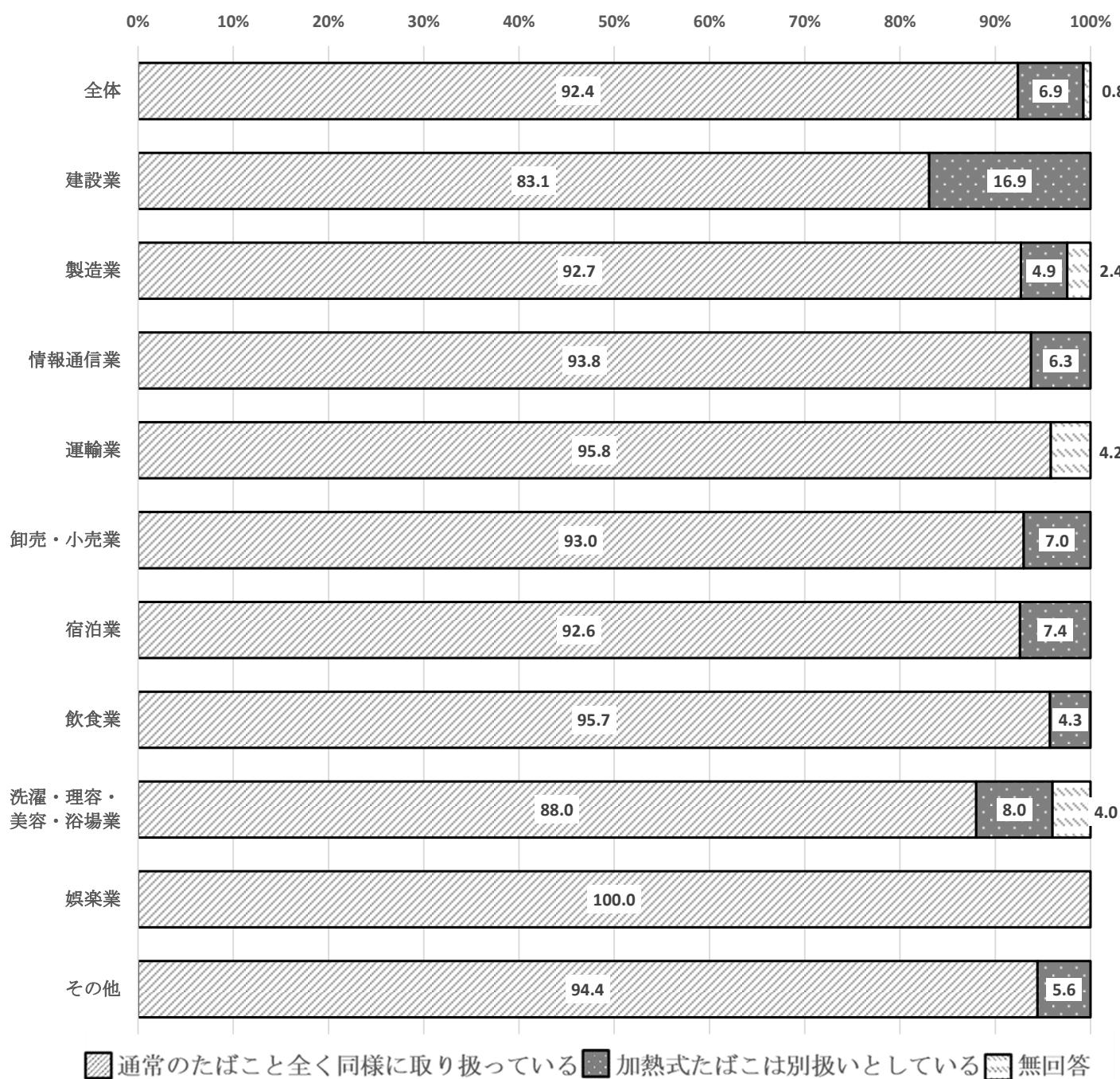
○業種的にお客様にお断りするのが難しい。

(5) 加熱式たばこについて

①現在の受動喫煙対策における加熱式たばこの取り扱い

「通常のたばこ（紙巻きたばこ）と全く同様に取り扱っている」が92.4%と最も高く、「加熱式たばこは別扱いとしている」は6.9%となった。

業種別に見ると、「建設業」では「加熱式たばこは別扱いとしている」と回答した割合が16.9%と全体より高く、かつ最も高くなっている。

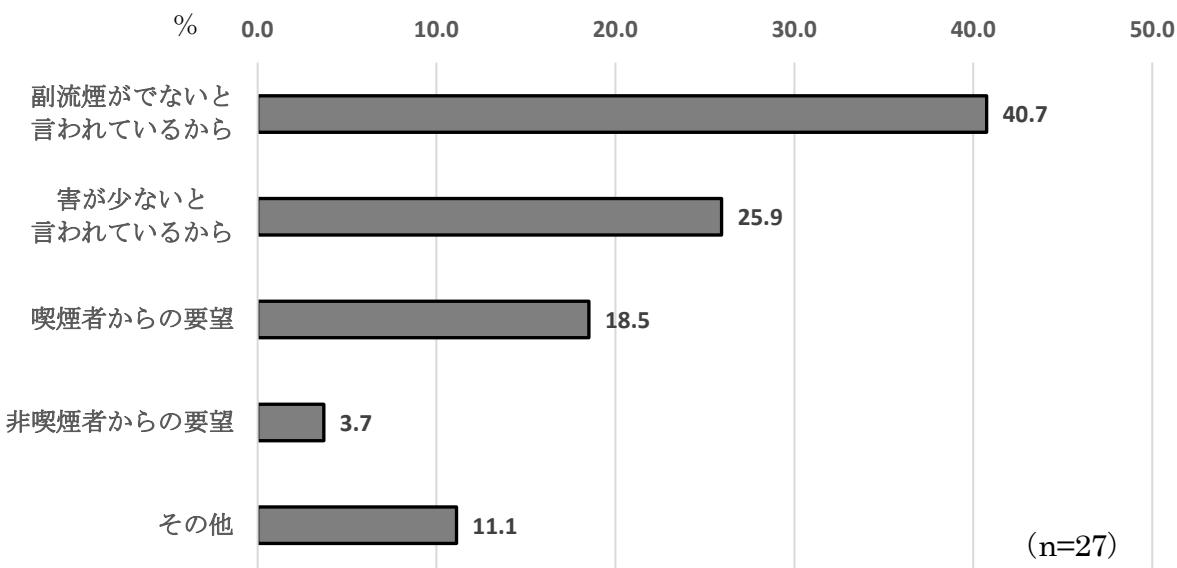


②加熱式たばこを別扱いとする理由（複数回答可）

※「加熱式たばこは別扱いとしている」と回答した企業が対象。

「副流煙がでないと言われているから」が 40.7%と最も高く、次いで「害が少ないと言われているから」が 25.9%となった。

業種別に見ても、全体と大きな相違は見られない。

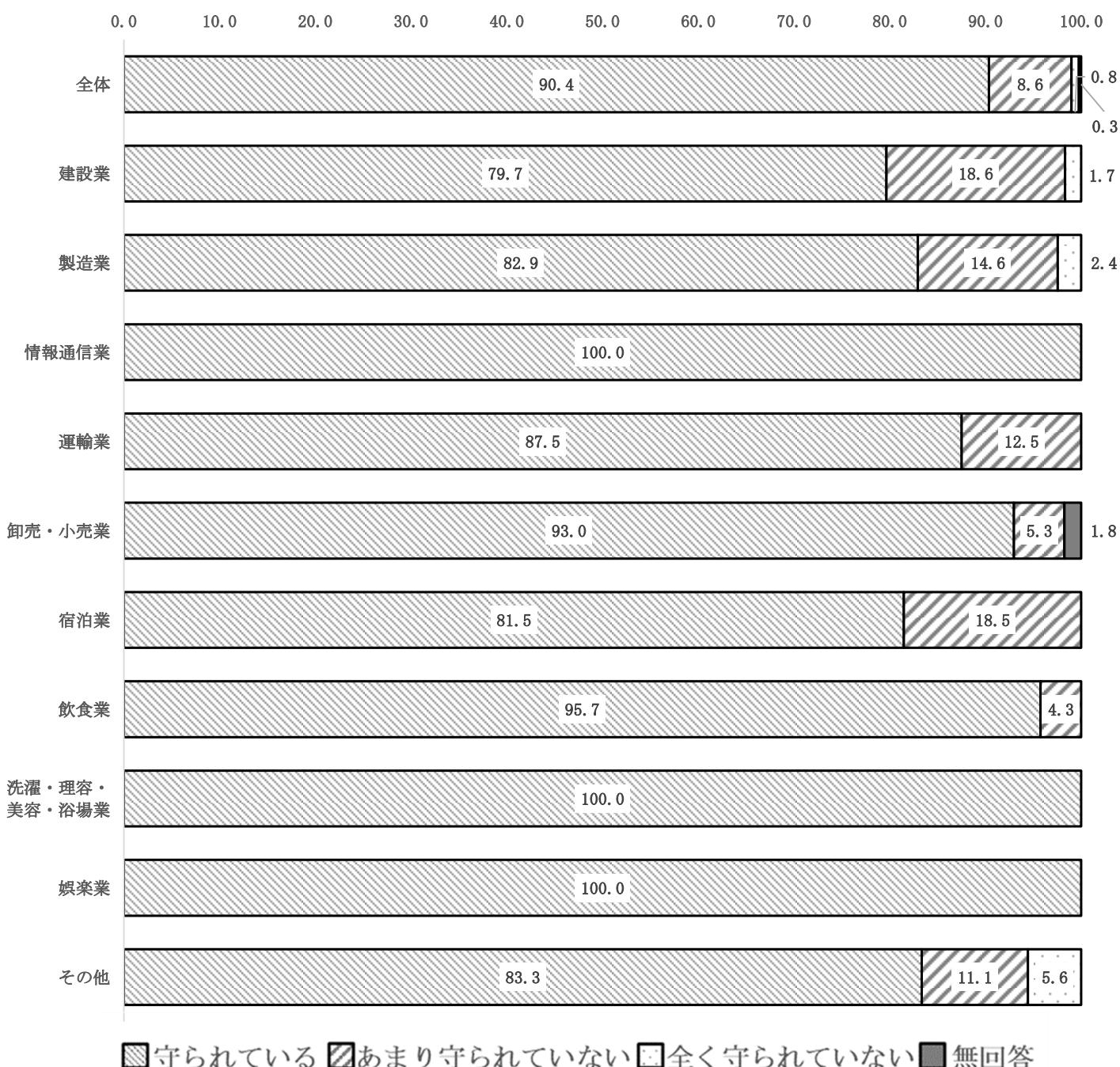


	言 副 わ 流 れ 煙 て が い る な か い ら と	言 害 わ れ 少 て な い い る と か ら	喫 煙 者 か ら の 要 望	非 喫 煙 者 か ら の 要 望	そ の 他
全体 (n=27)	40.7	25.9	18.5	3.7	11.1
建設業 (n=10)	70.0	20.0	10.0	0.0	0.0
製造業 (n=2)	50.0	0.0	50.0	0.0	0.0
情報通信業 (n=2)	50.0	50.0	0.0	0.0	0.0
運輸業 (n=0)	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
卸売・小売業 (n=4)	25.0	25.0	25.0	0.0	25.0
宿泊業 (n=2)	50.0	0.0	50.0	0.0	0.0
飲食業 (n=4)	0.0	50.0	0.0	25.0	25.0
洗濯・理容・美容・浴場業 (n=2)	0.0	50.0	50.0	0.0	0.0
娯楽業 (n=0)	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
その他 (n=1)	0.0	0.0	0.0	0.0	100.0

(6) 受動喫煙対策のルール遵守状況

「守っている」が90.4%を占めている。

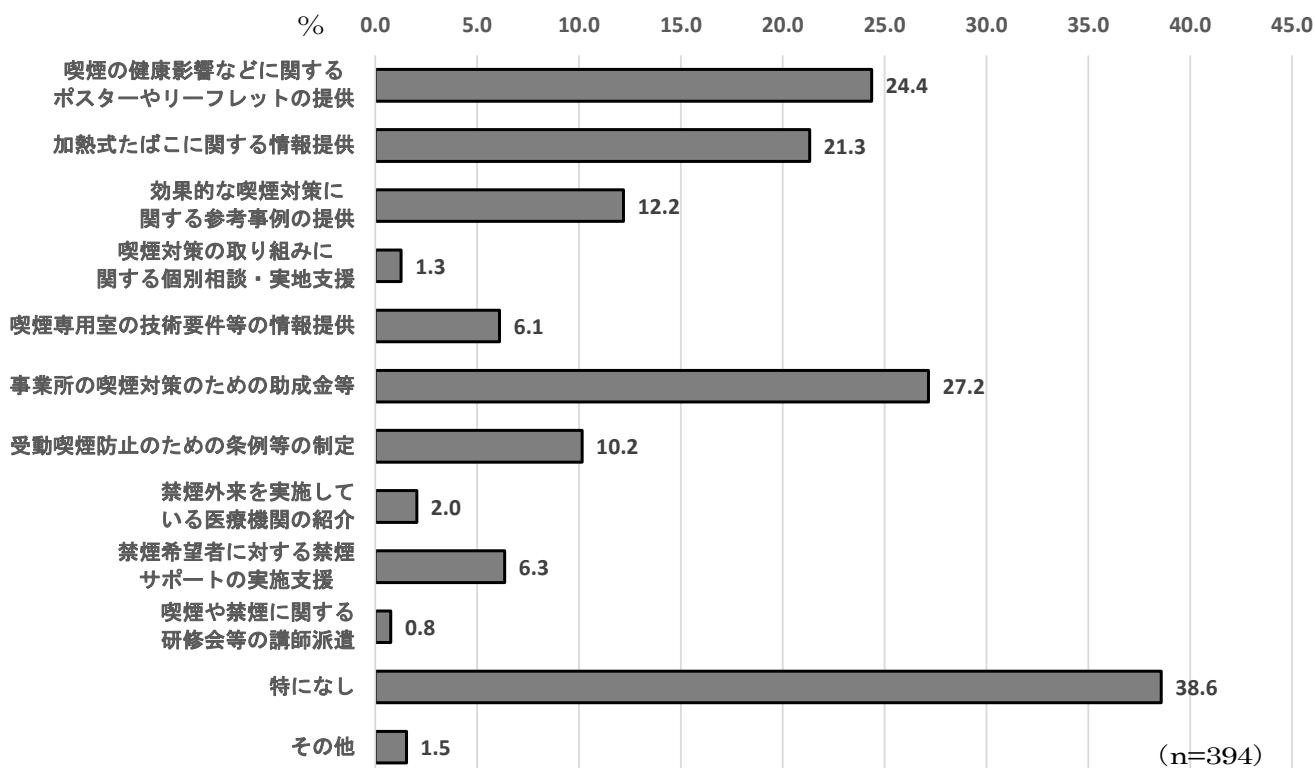
業種別に見ると、「建設業」及び「宿泊業」で「あまり守られていない」と回答した割合が、それぞれ18.6%、18.5%と全体より高くなっている。



(7) 受動喫煙防止対策に関して行政や医療機関等に望むこと（複数回答可）

要望のうち最も割合が高いのは「事業所の喫煙対策のための助成金等」で27.2%、次いで「喫煙の健康影響などに関するポスターやリーフレットの提供」が24.4%、「加熱式たばこに関する情報提供」が21.3%となっている。

業種別で見ると、宿泊業では「事業所の喫煙対策のための助成金等」で44.4%と全体より高く、かつ最も高くなっている。



	ボ イ タ ー ス ト の 一 く れ の 提 供	加 熱 式 た ば こ に 關 す る 情 報 提 供	効 果 的 な 參 考 事 例 對 策 提 供	關 喫 煙 對 策 別 的 的 取 組 個 別 的 的 參 考 事 例 對 策 提 供	提 供 喫 煙 專 用 室 的 技 術 要 件 等 的 情 報	金 事 業 等 所 の 喫 煙 對 策 的 的 取 組 個 別 的 的 參 考 事 例 對 策 提 供	制 定 受 動 喫 煙 防 止 の た め の 條 例 等 の 助 成	受 動 喫 煙 防 止 の た め の 條 例 等 の 助 成	禁 煙 外 來 を 実 施 す る 医 療 機 關 の 紹 介 す る	禁 煙 希 望 の 實 施 す る 医 療 機 關 の 紹 介 す る	研 修 会 等 の 講 師 派 遣 す る	特 に な し	そ の 他
全体 (n=394)	24.4	21.3	12.2	1.3	6.1	27.2	10.2	2.0	6.3	0.8	38.6	1.5	
建設業 (n=59)	35.6	28.8	15.3	1.7	5.1	27.1	22.0	0.0	1.7	0.0	30.5	0.0	
製造業 (n=41)	22.0	19.5	4.9	0.0	4.9	17.1	2.4	2.4	2.4	0.0	58.5	0.0	
情報通信業 (n=32)	21.9	18.8	6.3	0.0	6.3	18.8	21.9	6.3	6.3	0.0	46.9	0.0	
運輸業 (n=24)	25.0	0.0	8.3	4.2	12.5	25.0	8.3	12.5	12.5	4.2	45.8	0.0	
卸売・小売業 (n=57)	24.6	24.6	15.8	3.5	5.3	21.1	8.8	0.0	5.3	1.8	42.1	5.3	
宿泊業 (n=27)	37.0	29.6	18.5	0.0	7.4	44.4	3.7	0.0	3.7	3.7	11.1	3.7	
飲食業 (n=94)	21.3	28.7	12.8	1.1	8.5	36.2	7.4	1.1	8.5	0.0	29.8	1.1	
洗濯・理容・美容・浴場業 (n=25)	20.0	12.0	8.0	0.0	0.0	28.0	8.0	0.0	8.0	0.0	40.0	4.0	
娯楽業 (n=17)	0.0	0.0	17.6	0.0	5.9	29.4	5.9	0.0	11.8	0.0	58.8	0.0	
その他 (n=18)	22.2	5.6	11.1	0.0	0.0	11.1	5.6	5.6	11.1	0.0	50.0	0.0	

【その他の回答】

- 喫煙者が違反した場合の罰則強化。
- 加熱式たばこを含めた禁煙推進。
- 具体的な健康被害の PR。
- 更なる増税。その増税分を喫煙対策助成金に。

3. 集計表

1. 回答企業等

従業員数（正規・非正規を含む）

		20人未満	20人以上 50人未満	50人以上 100人未満	100人以上	合計
全体		267	90	24	13	394
		67.8	22.8	6.1	3.3	100.0
業種	建設業	52	7	0	0	59
		88.1	11.9	0.0	0.0	100.0
	製造業	31	5	4	1	41
		75.6	12.2	9.8	2.4	100.0
	情報通信業	17	9	6	0	32
		53.1	28.1	18.8	0.0	100.0
	運輸業	9	10	2	3	24
		37.5	41.7	8.3	12.5	100.0
	卸売・小売業	43	12	2	0	57
		75.4	21.1	3.5	0.0	100.0
宿泊業		15	8	3	1	27
		55.6	29.6	11.1	3.7	100.0
飲食業		67	18	3	6	94
		71.3	19.1	3.2	6.4	100.0
洗濯・理容・ 美容・浴場業		16	8	1	0	25
		64.0	32.0	4.0	0.0	100.0
娯楽業		3	11	3	0	17
		17.6	64.7	17.6	0.0	100.0
その他		14	2	0	2	18
		77.8	11.1	0.0	11.1	100.0

事業所の施設形態

		自社社屋である	自社社屋でない	その他	無回答	合計
全体		288	76	29	1	394
		73.1	19.3	7.4	0.3	100.0
建設業		57	2	0	0	59
		96.6	3.4	0.0	0.0	100.0
製造業		37	3	0	1	41
		90.2	7.3	0.0	2.4	100.0
情報通信業		16	12	4	0	32
		50.0	37.5	12.5	0.0	100.0
運輸業		19	3	2	0	24
		79.2	12.5	8.3	0.0	100.0
卸売・小売業		46	6	5	0	57
		80.7	10.5	8.8	0.0	100.0
宿泊業		23	1	3	0	27
		85.2	3.7	11.1	0.0	100.0
飲食業		60	27	7	0	94
		63.8	28.7	7.4	0.0	100.0
洗濯・理容・美容・浴場業		10	10	5	0	25
		40.0	40.0	20.0	0.0	100.0
娯楽業		11	6	0	0	17
		64.7	35.3	0.0	0.0	100.0
その他		9	6	3	0	18
		50.0	33.3	16.7	0.0	100.0

2. アンケート調査の結果

(1) 改正健康増進法の認知度

		知っている	知らない	無回答	合計
全体		350	43	1	394
		88.8	10.9	0.3	100.0
業種	建設業	49	10	0	59
		83.1	16.9	0.0	100.0
	製造業	32	8	1	41
		78.0	19.5	2.4	100.0
	情報通信業	28	4	0	32
		87.5	12.5	0.0	100.0
	運輸業	24	0	0	24
		100.0	0.0	0.0	100.0
	卸売・小売業	48	9	0	57
		84.2	15.8	0.0	100.0
宿泊業		26	1	0	27
		96.3	3.7	0.0	100.0
飲食業		92	2	0	94
		97.9	2.1	0.0	100.0
洗濯・理容・美容・浴場業		20	5	0	25
		80.0	20.0	0.0	100.0
娯楽業		16	1	0	17
		94.1	5.9	0.0	100.0
その他		15	3	0	18
		83.3	16.7	0.0	100.0

(2) 受動喫煙対策の実施状況

		敷地内禁煙	屋内全面禁煙	喫煙場所以外は屋内全面禁煙	特に対策は行っていない	合計
全体		54	203	107	30	394
		13.7	51.5	27.2	7.6	100.0
業種	建設業	6	25	20	8	59
		10.2	42.4	33.9	13.6	100.0
	製造業	5	26	4	6	41
		12.2	63.4	9.8	14.6	100.0
	情報通信業	6	16	8	2	32
		18.8	50.0	25.0	6.3	100.0
	運輸業	3	12	9	0	24
		12.5	50.0	37.5	0.0	100.0
	卸売・小売業	9	33	9	6	57
		15.8	57.9	15.8	10.5	100.0
宿泊業		1	10	14	2	27
		3.7	37.0	51.9	7.4	100.0
飲食業		9	57	27	1	94
		9.6	60.6	28.7	1.1	100.0
洗濯・理容・美容・浴場業		6	11	6	2	25
		24.0	44.0	24.0	8.0	100.0
娯楽業		2	8	7	0	17
		11.8	47.1	41.2	0.0	100.0
その他		7	5	3	3	18
		38.9	27.8	16.7	16.7	100.0

(3) 今後の取り組み予定

		現在の状態を継続する	敷地内や屋内の禁煙エリアを広げる	未定	その他	無回答	合計
全体	270	23	36	7	4	340	
	79.4	6.8	10.6	2.1	1.2	100.0	
業種	建設業	38	7	7	0	1	53
		71.7	13.2	13.2	0.0	1.9	100.0
	製造業	23	5	8	0	0	36
		63.9	13.9	22.2	0.0	0.0	100.0
	情報通信業	21	2	3	0	0	26
		80.8	7.7	11.5	0.0	0.0	100.0
	運輸業	16	1	2	1	1	21
		76.2	4.8	9.5	4.8	4.8	100.0
	卸売・小売業	37	4	4	3	0	48
		77.1	8.3	8.3	6.3	0.0	100.0
	宿泊業	21	0	5	0	0	26
		80.8	0.0	19.2	0.0	0.0	100.0
	飲食業	75	3	3	3	1	85
		88.2	3.5	3.5	3.5	1.2	100.0
	洗濯・理容・美容・浴場業	16	1	1	0	1	19
		84.2	5.3	5.3	0.0	5.3	100.0
	娯楽業	15	0	0	0	0	15
		100.0	0.0	0.0	0.0	0.0	100.0
	その他	8	0	3	0	0	11
		72.7	0.0	27.3	0.0	0.0	100.0

(4) 受動喫煙対策を行っていない理由（複数回答可）

※「特に対策は行っていない」と回答した企業が対象。

		回答企業数	社内で要望がないから	から経営者・管理者の理解がない	強い反対意見があるから	マナーの問題だから	個人の嗜好の問題だから	経費がかかるから	が喫煙室等から設置するスペース	わ受動喫煙対策の取り組み方が	その他
全体		30	10	3		2	1	1	4	0	9
		100.0	33.3	10.0	0.0	6.7	3.3	3.3	13.3	0.0	30.0
業種	建設業	8	5	1		0	0	0	1	0	0
		100.0	62.5	12.5	0.0	0.0	0.0	0.0	12.5	0.0	0.0
	製造業	6	1	1	0	0	0	0	2	0	2
		100.0	16.7	16.7	0.0	0.0	0.0	0.0	33.3	0.0	33.3
	情報通信業	2	1	0	0	0	0	0	0	0	1
		100.0	50.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	50.0
	運輸業	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		100.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	卸売・小売業	6	2	1	0	1	0	0	0	0	3
		100.0	33.3	16.7	0.0	16.7	0.0	0.0	0.0	0.0	50.0
宿泊業		2	0	0	0	0	1	0	0	0	1
		100.0	0.0	0.0	0.0	0.0	50.0	0.0	0.0	0.0	50.0
飲食業		1	0	0	0	0	0	0	1	0	0
		100.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	100.0	0.0	0.0
洗濯・理容・美容・浴場業		2	0	0	0	0	0	0	0	0	2
		100.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	100.0
娯楽業		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		100.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
その他		3	1	0	0	1	0	1	0	0	0
		100.0	33.3	0.0	0.0	33.3	0.0	33.3	0.0	0.0	0.0

(5) 加熱式たばこについて

①現在の受動喫煙対策における加熱式たばこの取り扱い

		通常のたばこと全く同様に取り扱っている	加熱式たばこは別扱いとしている	無回答	合計
全体		364	27	3	394
		92.4	6.9	0.8	100.0
業種	建設業	49	10	0	59
		83.1	16.9	0.0	100.0
	製造業	38	2	1	41
		92.7	4.9	2.4	100.0
	情報通信業	30	2	0	32
		93.8	6.3	0.0	100.0
	運輸業	23	0	1	24
		95.8	0.0	4.2	100.0
	卸売・小売業	53	4	0	57
		93.0	7.0	0.0	100.0
宿泊業	25	2	0	27	
		92.6	7.4	0.0	100.0
飲食業	90	4	0	94	
		95.7	4.3	0.0	100.0
洗濯・理容・美容・浴場業	22	2	1	25	
		88.0	8.0	4.0	100.0
娯楽業	17	0	0	17	
		100.0	0.0	0.0	100.0
その他	17	1	0	18	
		94.4	5.6	0.0	100.0

②加熱式たばこを別扱いとする理由（複数回答可）

※「加熱式たばこは別扱いとしている」と回答した企業が対象。

		回答企業数	副流煙がないと言われているから	害が少ないと言われているから	喫煙者からの要望	非喫煙者からの要望	その他
全体		27	11	7	5	1	3
		100.0	40.7	25.9	18.5	3.7	11.1
建設業		10	7	2	1	0	0
		100.0	70.0	20.0	10.0	0.0	0.0
製造業		2	1	0	1	0	0
		100.0	50.0	0.0	50.0	0.0	0.0
情報通信業		2	1	1	0	0	0
		100.0	50.0	50.0	0.0	0.0	0.0
運輸業		0	0	0	0	0	0
		100.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
卸売・小売業		4	1	1	1	0	1
		100.0	25.0	25.0	25.0	0.0	25.0
宿泊業		2	1	0	1	0	0
		100.0	50.0	0.0	50.0	0.0	0.0
飲食業		4	0	2	0	1	1
		100.0	0.0	50.0	0.0	25.0	25.0
洗濯・理容・美容・浴場業		2	0	1	1	0	0
		100.0	0.0	50.0	50.0	0.0	0.0
娯楽業		0	0	0	0	0	0
		100.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
その他		1	0	0	0	0	1
		100.0	0.0	0.0	0.0	0.0	100.0

(6) 受動喫煙対策のルール遵守状況

		守られている	あまり守られていない	全く守られていない	無回答	合計
全体		356	34	3	1	394
		90.4	8.6	0.8	0.3	100.0
建設業		47	11	1	0	59
		79.7	18.6	1.7	0.0	100.0
製造業		34	6	1	0	41
		82.9	14.6	2.4	0.0	100.0
情報通信業		32	0	0	0	32
		100.0	0.0	0.0	0.0	100.0
運輸業		21	3	0	0	24
		87.5	12.5	0.0	0.0	100.0
卸売・小売業		53	3	0	1	57
		93.0	5.3	0.0	1.8	100.0
宿泊業		22	5	0	0	27
		81.5	18.5	0.0	0.0	100.0
飲食業		90	4	0	0	94
		95.7	4.3	0.0	0.0	100.0
洗濯・理容・美容・浴場業		25	0	0	0	25
		100.0	0.0	0.0	0.0	100.0
娯楽業		17	0	0	0	17
		100.0	0.0	0.0	0.0	100.0
その他		15	2	1	0	18
		83.3	11.1	5.6	0.0	100.0

(7) 受動喫煙防止対策に関して行政や医療機関等に望むこと
(複数回答可)

		回答企業数	喫煙の健康影響などに関するポスター	加熱式たばこに関する情報提供	効果的な喫煙対策に関する参考事例	談喫煙対策の取り組みに関する個別相談	喫煙専用室の技術要件等の情報提供	事業所の喫煙対策のための助成金等	受動喫煙防止のための条例等の制定	紹介禁煙外来を実施している医療機関の	実施支援禁煙希望者に対する禁煙サポートの	派遣喫煙や禁煙に関する研修会等の講師	特になし	その他
全体	394	96	84	48	5	24	107	40	8	25	3	152	6	
	100.0	24.4	21.3	12.2	1.3	6.1	27.2	10.2	2.0	6.3	0.8	38.6	1.5	
建設業	59	21	17	9	1	3	16	13	0	1	0	18	0	
	100.0	35.6	28.8	15.3	1.7	5.1	27.1	22.0	0.0	1.7	0.0	30.5	0.0	
製造業	41	9	8	2	0	2	7	1	1	1	0	24	0	
	100.0	22.0	19.5	4.9	0.0	4.9	17.1	2.4	2.4	2.4	0.0	58.5	0.0	
情報通信業	32	7	6	2	0	2	6	7	2	2	0	15	0	
	100.0	21.9	18.8	6.3	0.0	6.3	18.8	21.9	6.3	6.3	0.0	46.9	0.0	
運輸業	24	6	0	2	1	3	6	2	3	3	1	11	0	
	100.0	25.0	0.0	8.3	4.2	12.5	25.0	8.3	12.5	12.5	4.2	45.8	0.0	
卸売・小売業	57	14	14	9	2	3	12	5	0	3	1	24	3	
	100.0	24.6	24.6	15.8	3.5	5.3	21.1	8.8	0.0	5.3	1.8	42.1	5.3	
宿泊業	27	10	8	5	0	2	12	1	0	1	1	3	1	
	100.0	37.0	29.6	18.5	0.0	7.4	44.4	3.7	0.0	3.7	3.7	11.1	3.7	
飲食業	94	20	27	12	1	8	34	7	1	8	0	28	1	
	100.0	21.3	28.7	12.8	1.1	8.5	36.2	7.4	1.1	8.5	0.0	29.8	1.1	
洗濯・理容・美容・浴場業	25	5	3	2	0	0	7	2	0	2	0	10	1	
	100.0	20.0	12.0	8.0	0.0	0.0	28.0	8.0	0.0	8.0	0.0	40.0	4.0	
娯楽業	17	0	0	3	0	1	5	1	0	2	0	10	0	
	100.0	0.0	0.0	17.6	0.0	5.9	29.4	5.9	0.0	11.8	0.0	58.8	0.0	
その他	18	4	1	2	0	0	2	1	1	2	0	9	0	
	100.0	22.2	5.6	11.1	0.0	0.0	11.1	5.6	5.6	11.1	0.0	50.0	0.0	